

年末調整の準備

2018年（平成30年）も残り2か月となりました。そろそろお手元に税務署から「年末調整のしかた」が届いている時期と思います。

平成30年分は、**配偶者控除等の改正**により書式が変更されており従業員への事前説明などを実施しなければ記載誤りなどが多くなることが予想されます。

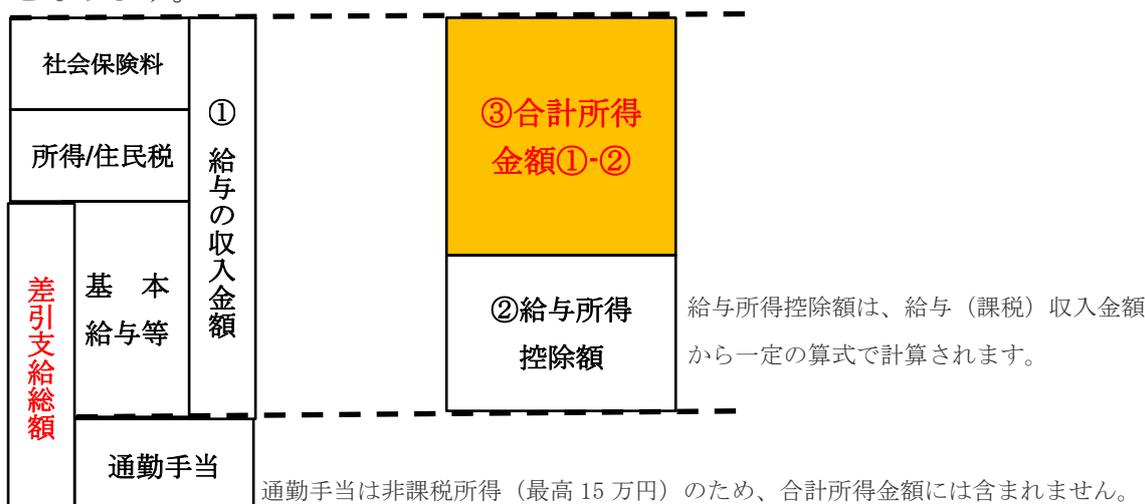
従業員の記入後に会社が回収し保存する書類

改正前	改正後（平成30年）
平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	平成31年分（2019年）分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
平成29年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書	平成30年分 給与所得者の 配偶者控除等申告書 平成30年分 給与所得者の 保険料控除申告書

*今回から用紙が1枚増え、配偶者を有する場合は上記3枚を回収します。

給与支給総額と合計所得金額の違い

配偶者控除等の適用可否は合計所得金額で判断します。税務用語である合計所得金額と伝えても、一般の従業員の方は誤った金額を書いていることが多いのでご注意ください。給与所得だけの場合は以下の 箇所が**合計所得金額**となります。



給与所得控除額

① 給与の収入金額	② 給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40% (65万円未満の場合は65万円)
180万円超 360万円以下	①収入金額×30%+180,000円
360万円超 660万円以下	①収入金額×20%+540,000円
660万円超 1,000万円以下	①収入金額×10%+1,200,000円
1,000万円超	2,200,000円

配偶者控除と配偶者特別控除

従業員（所得者）と配偶者の合計所得により控除できる金額は以下のようになります。配偶者の所得制限を緩和する一方で、高額所得者は増税となる改正となっています。

	配偶者の合計所得金額	従業員（所得者）の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1100万円以下
配偶者控除				
	38万円以下	380,000円	260,000円	130,000円
配偶者特別控除	38万円超 85万円以下	380,000円	260,000円	130,000円
	85万円超 90万円以下	360,000円	240,000円	120,000円
	90万円超 95万円以下	310,000円	210,000円	110,000円
	95万円超 100万円以下	260,000円	180,000円	90,000円
	100万円超 105万円以下	210,000円	140,000円	70,000円
	105万円超 110万円以下	160,000円	110,000円	60,000円
	110万円超 115万円以下	110,000円	80,000円	40,000円
	115万円超 120万円以下	60,000円	40,000円	20,000円
	120万円超 123万円以下	30,000円	20,000円	10,000円
	123万円超	0円	0円	0円

保険料控除の記載は独立して一枚の用紙に改正されましたが、生命保険料控除等の内容は改正されていません。しかし台風や地震、豪雪など災害を受けて新たに地震保険等に加入されていることも想定されますので、各種控除証明書が洩れなく提出されているか周知徹底することが必要です。

また、医療費控除、雑損控除、住宅ローン控除（平成30年度中に居住の場合）等については年末調整では対応できませんので従業員個人が確定申告をする必要があります。